

令和8年度柏市町会長等会議 質 問 事 項 へ の 回 答

※全町会に関わりのある部分について回答集を作成しております。

また、役員の手引きにも各種問い合わせに対応する形で実例等を記載
しておりますので、あわせて御確認ください。

柏 市

質問事項に対する回答書

- ▶ Q 1 町会未加入者のごみ集積所の利用について検討している。他町会の事例や地域コミュニティ課としての考えを教えてください。

ごみ集積所につきましては、一部の町会・自治会・区等（以下、「町会等」という）において「利用料」という形で費用を徴収している事例がございます。

なお、こうした事例につきましては、「柏市町会等運営ガイドブック」にも掲載しております。

また、詳細な事例については、地域コミュニティ課までお問い合わせいただければ、個別に御案内させていただきます。

【柏市町会等運営ガイドブック】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/2079/gaidobukkudaini.pdf>

（地域コミュニティ課 04-7167-1126）

（柏市地域協働を考える会 04-7174-2483）



- ▶ Q 2 町会等の脱会を検討している世帯及び未加入世帯へ配布する加入促進チラシを、市で提供していただくことはできないか。

町会等への加入促進に活用いただけるチラシを市で作成しておりますので、御提供が可能です。御希望の場合は、必要な部数を地域コミュニティ課まで御連絡ください。

【町会等への加入の勧誘】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/chiiki-community/region/chokai/kanyu/tool.html>

（地域コミュニティ課 04-7167-1126）



- ▶ Q 3 世帯数報告書に記載する「世帯数」は、どの数値を基に記載すればよいか。また、その数値は行連交付金の算定にどのように影響してくるのか。併せて市全体の町会加入率はどの数値を基に算出しているのか。

世帯数報告書に記載いただいている世帯数は

①町会等に参加している世帯数

②行政連絡物（回覧等）を配布している世帯数

の2つであり、①をもとに市全体の加入世帯数を出しています。また、

②の数字をもとに行連交付金を算定しています。

詳細については柏市 HP 内行政連絡業務交付金を御確認ください。

【行政連絡業務交付金】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/chiiki-community/region/chokai/hojo/gyoseirenrakugyomukouhukin.html>

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)



- ▶ Q 4 当自治会においてもイベント実施にあたり保険に加入しているが、地域コミュニティ課の市民活動災害補償保険については、どのような活動や参加者が補償の対象となるのか。

市民活動災害補償保険は、町会等が事前に計画した公益的な活動において、運営に携わる方や、あらかじめ参加者が特定されている行事を対象とした保険です。

そのため、保険の適用に当たっては、事前の計画書や参加者名簿などにより、対象者が特定されていることが必要となります。

一方、不特定多数の方が自由に来場するイベントについては、当該保険の補償対象とはなりませんので、そのような行事を実施する場合は、自治会等で加入されている保険を御利用いただきますようお願いいたします。

【市民活動災害補償保険】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/chiiki-community/region/shiminkatsudo/katsudojoho/2078.html>

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)



- ▶ Q 5 市民活動災害補償保険（Q 4 同様）の概要や申請方法に関して教えてほしい。町会活動に適用されるか。

市民活動災害補償保険の申請については、事故発生後 15 日以内に手続きを行うこととなっており、登録等事前申請は不要です。

町会等の活動においては、回覧板の配布業務等も補償の対象となりますが、町会等で実施している行事については年間活動計画に位置付けられている活動であることや、参加者名簿等により活動実態が確認できることが必要です。

補償の対象となる活動や申請手続き等の詳細については、市民活動災害補償保険のホームページを御確認ください。

【市民活動災害補償保険】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/chiiki-community/region/shiminkatsudo/katsudojoho/2078.html>

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)



- ▶ Q 6 市民活動災害補償保険（Q 4 及び Q 5 同様）について、以下のようなケースは補償の対象となるか。

①町会で設置しているのぼり旗（約 60 本）のポールが台風や突風の影響で倒れ、通行車両等に損害を与えた場合

②回覧板の配布中に車両を使用し、事故が発生した場合

①台風や突風などの自然災害による事故は、不可抗力として賠償責任が発生しないことが多いため保険の対象外となります。なお、平時に町会等側の管理上の瑕疵があった場合に補償の対象となります。

②回覧板の配付中の事故は保険対象となります。事故が起こった場合は別途地域コミュニティ課宛てに御相談ください。

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)

- ▶ Q 7 町会内の民地に木が生い茂っている箇所がある。隣の家やふるさとセンターに越境しているが、なにか市としての対応策はないか。

樹木が民地から隣接する民地へ越境している場合につきましては、当事者間で御対応いただく事項となるため、市が対応することは難しい状況です。

一方で、公道へ越境しており、通行に支障をきたしている場合には、道路総務課において、指導ができる可能性があります。そのため、現地の状況を御確認いただき、必要に応じて道路総務課へ御相談くださいますようお願いいたします。

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)

(道路総務課 04-7167-1299)

- ▶ Q 8 集会所の建設に向けて町会費を積み立てていたが、計画が頓挫し、今後建設する予定はなくなった。積み立てた費用について、他の町会ではどの程度の積立額となっているのか、また、どのような用途に活用している事例があるのか教えてほしい。

他の町会等における事例としては、災害時に必要となる物資の調達等に備え、災害対策に係る積立金として保管しているケースが多く見受け

られます。また、お祭りなどの地域行事の実施に当たり、積立金を活用している事例もございます。

なお、積立金の使途につきましては、町会等の規約や総会等での決定に基づき、町会等において御判断いただくこととなります。

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)

(柏市地域協働を考える会 04-7174-2483)

- ▶ **Q 9 掲示板設置・修繕費補助金について、業者へ依頼せず、町会等で材料を購入して作成・修繕した場合、補助金を申請することは可能か。**

掲示板設置・修繕費補助金につきましては、業者へ依頼して設置・修繕を行う場合を対象としております。そのため、町会等で材料を購入し、掲示板の作成・修繕を御希望の場合は別途御相談いただければと思います。

補助金の申請に当たっては、掲示板設置等補助金申請の手引きを御確認のうえ、必要書類を添えて申請いただきますようお願いいたします。

【掲示板設置等補助金申請の手引き】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/2111/keiziban.pdf>

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)



- ▶ **Q10 町会所有の防犯灯を、リース防犯灯として市が所有するものに切り替えることはできるのか。また、新たに町会で設置する防犯灯をリース防犯灯にすることはできるのか。**

町会等が所有している防犯灯につきましては、引き続き町会等において所有・管理いただくこととなります。また、新たに設置する防犯灯についても同様です。

なお、市内の防犯灯を全灯リース化する予定は、現時点でございません。

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)

- ▶ **Q11 防犯灯の移管協議について**

①協議書は、誰と誰が取り交わすものか。

②移管年月日は、必ず具体的な日付を記載する必要があるか。

③町会未加入者が多い地域における、防犯灯の移管をどのように考えればよいか。

④開発事業者や周辺住民と本件についてトラブルになった場合、行政に仲介してもらうことは可能か。

①防犯灯の移管に関する協議書については、基本的に町会等と開発事業者（または不動産業者）との間で取り交わすものとなります。

②移管年月日については、必ずしも具体的な日付を記載する必要はありませんが、町会等の事例では、「当該開発地の住宅のうち過半数が町会に加入した場合に移管を受ける」など、一定の条件を満たした時点で移管する旨を定めているケースも確認されています。

③未加入者に対して防犯灯の利用を制限するなどの対応は、周辺住民とのトラブルにつながる可能性があります。そのため、町会加入によるメリットを分かりやすく周知し、加入促進につなげていくことが重要であると考えます。

④移管に関する協議や調整については、基本的には町会等と事業者間で行っていただくものと認識しております。ただし、双方の協議や調整が難航した場合には、行政として可能な範囲で、解決に向けた提案や助言を行うことは可能です。

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)

▶ **Q12 未加入者が多い地域について、防犯灯を消灯するなどの対応を行うことは可能か。**

町会等への加入は任意ではございますが、市といたしましては、町会等が担う役割や活動の意義について周知を行い、引き続き加入促進に努めてまいります。

防犯灯は地域の安全・安心を確保するための設備であること等を踏まえ、防犯灯の消灯については各町会等で御判断いただければと存じます。

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)

▶ **Q13 町会活動に使用するパソコンの購入について、補助制度等はあるか。**

町会活動に使用するパソコンの購入につきましては、「地域活動支援補助金（プラス10補助金）」の対象となる場合がございます。

令和9年度分のエントリーは令和8年9月より開始いたしますので、詳しくはHPを御確認のうえ、活用を御検討される場合は、事前に地域コミュニティ課まで御相談ください。

【柏市地域活動支援補助金（＋10（プラステン））】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/chiiki-community/region/chokai/hojo/plus10.html>

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)



▶ **Q14 自治会ホームページ上に、緊急時や災害発生時に防災に関する情報を**

ポップアップ表示できるような仕様への変更を検討しているが、そのような対応は可能か。また、その仕様へ変更した場合の経費について、「プラス 10」補助金の対象となるか。

【仕様変更について】

デジタルでの市民向けタイムラインの発信方法は現在検討を進めています。

検討中のため明確な回答は出来ませんが、現時点では各町会等ごとに連携対応をすることは困難だと考えます。市の発信方法が決まりましたら、市 HP 等を通じてお知らせいたしますので、その段階で貴団体の連絡ツールアプリとの連携を御検討いただくことになると思います。

(防災安全課 04-7167-1115)

【プラス 10 補助金について】

町会等のホームページの仕様変更は、プラス 10 補助金の対象となる場合があります。取り組まれる内容によって対象となる分野が変わる可能性があるため、現状の課題を踏まえ、ホームページの仕様変更と併せて課題解決につながる活動を行うことで、補助金の趣旨に沿った取組みとなる場合があります。なお、申請には審査があり、例年 9 月頃に事前申込を受け付けています。また、2 年目以降のホームページの維持管理費など、日常的に発生する費用は補助対象外です。申請を希望される場合は、地域コミュニティ課まで御相談ください。

【柏市地域活動支援補助金（＋10（プラステン））】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/chiiki-community/region/chokai/hojo/plus10.html>

(防災安全課 04-7167-1115)

(地域コミュニティ課 04-7167-1126)



▶ Q15 外国人住民との共生に向けて、生活上の問題や相談事項が発生した場合の相談窓口や相談先を教えてください。

外国人住民との共生に当たっては、ごみ集積所の利用方法など、地域での生活ルールに関する相談が寄せられることがあります。当課では、柏市地域協働を考える会が発行している「町会等運営ガイドブック」(P38)において、参考となる事例を紹介しておりますので、御活用ください。

【町会等運営ガイドブック】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/2079/gaidobukkudaini.Pdf>



(町会等運営ガイドブックに関すること：地域コミュニティ課 04-7167-1126)

(町会等運営ガイドブックに関すること：柏市地域協働を考える会 04-7174-2483)

また、柏市では、日常生活に関する相談を受け付ける「外国人相談窓口」のほか、「柏市国際交流センター」において無料法律相談などを実施しております。各種相談窓口については、市ホームページから多言語で御確認いただけますので、必要に応じて御活用ください。

【柏市で生活する外国人の方（各種相談窓口）】

https://www.city.kashiwa.lg.jp/living_environment/foreigner/index.html

(外国人相談窓口に関すること：共生交流推進課 04-7167-0941)

(柏市国際交流センター：04-7157-0281)



▶ **Q16 柏市災害用井戸協力の家はどのような場合に使えるのか。またどのように使えるのか。**

詳細については、柏市ホームページ「柏市災害用井戸協力の家」に記載しております。

「柏市災害用井戸協力の家」制度は災害発生等により水道水の供給が停止した場合生活用水（飲料水ではありません）の確保を図るため、所有者または管理者の御好意により井戸水を提供していただくものです。

「柏市災害用井戸協力の家」に登録いただいている家屋（建物）には、災害時にその所在がわかるよう、道路等から見やすい場所に標識を設置しております。また、柏市ホームページでは、登録家屋（建物）を公表しております。

実際に、水を受け取りに行く際は、容器は御自身でお持ちいただきます。所有者または管理者の指示を受けた場合は、必ずその指示に従ってください。なお、災害時においても、所有者または管理者の被災状況等により利用できない場合があります（登録者が井戸の汲み上げに電動ポンプを使用している場合は、停電時は利用不可となる場合があります）。

【柏市災害用井戸協力の家】

https://www.city.kashiwa.lg.jp/bosaianzen/saigaiyouidokyouryokun_oie.html

(防災安全課 04-7167-1115)



▶ **Q17 危機管理部から依頼のあった地域防災計画策定にかかるアンケートは、町会員に広く回答を募った方がいいのか、もしくは役員のみで回答で差支えないか。**

町会長または役員の皆様からの回答を想定しております。

町会員の皆様から広く御意見をいただけるようであれば、よろしくお願ひします。

(危機管理政策課 04-7170-2248)

(防災安全課 04-7167-1115)

- ▶ Q18 危機管理部から依頼のあった地域防災計画策定にかかるアンケートについて、どんな内容なのか教えてほしい。

防災施策を検討するにあたり、地域の防災対策においてどのような点を重視されているか等をお伺いする内容となっております。

具体的には、「地域防災計画書を御覧になったことはありますか」といった設問がございます。

所要時間はそれほどかからない内容となっておりますので、QR コードから御確認のうえ、御回答いただければと存じます。

(危機管理政策課 04-7170-2248)

(防災安全課 04-7167-1115)

- ▶ Q19 現状において、災害時に柏市がどのような方法で情報発信を行っているのか教えてほしい。

柏市では災害時に、防災行政無線、柏市ホームページ、かしわメール配信サービス、公式 SNS (X・LINE) などを活用し、情報発信を行っています。

避難指示は、テレビ・ラジオ・ヤフー防災などのアプリでも通知されます。

(防災安全課 04-7167-1115)

- ▶ Q20 青パトの活動中の事故については運転者の責任において賠償することとなっているが、今後、市の加入する保険によりカバーする考えはあるか回答いただきたい。

現時点で予定はしておりませんが、今後も他市の事例等を参考にしながら、適切な対応について検討してまいります。

(防災安全課 04-7167-1115)

- ▶ Q21 自治会所有の AED を増やしたいと考えているが、市で業者を紹介いただけないか。

柏市内では、(株)クオリティーAED 事業部 (AED コム) という会社がございます。

(株)クオリティーAED 事業部 (AED コム)	柏市若柴 2 7 6 - 1 中央 1 5 6 街区 1 0 1 2 0 - 8 1 2 - 8 4 2
------------------------------	---

御不明な点がございましたら、消防局救急課まで御連絡ください。
(消防局救急課 04-7133-0118)

- ▶ **Q22** 柏市において、住宅が密集している地域での火災発生について懸念している。

今回のアンケートは地震及び水害を対象としているが、火災に関する内容についても記載してよいか。

今回のアンケートにつきましては、地震及び水害に関する内容を対象として意見を集約する予定でございます。

火災に関する意見につきましては、今回の対象とはしておりませんが、地域の防災対策を検討するうえで重要な課題であると認識しており、今後の取組みの参考とするため、都市計画部門や消防局などと情報共有いたします。

(危機管理政策課 04-7170-2248)
(防災安全課 04-7167-1115)

- ▶ **Q23** 昨年秋に実施した防災訓練の参加人数を確認したい。

また、町会では、一時避難場所に集合した後、公的施設へ避難する流れとしているが、高齢化に伴い、避難者の取りまとめや誘導を担う人材の確保が課題となっている。こうした状況を踏まえ、市としてどのように対応していく方針か。

防災訓練（令和 7 年総合防災訓練：テーマ帰宅困難者）につきましては、平成 1 4 年以来となる実施となりました。参加人数は、公募市民及び柏中学生の合計 2 1 5 名です。

また、避難につきましては、災害発生時に直ちに指定避難所へ移動するのではなく、まずは地域内で安否確認を行ったうえで、必要に応じて避難することを想定しております。

地域における防災活動（避難者のとりまとめや誘導）の担い手不足が課題となっていることは市としても認識しておりますが、災害時には（家族・隣近所など）地域での（小さい単位での）助け合いが重要となるため、平時から町会内での連携体制づくりについて御検討いただきたいと考えております。

(防災安全課 04-7167-1115)

- ▶ Q24 災害時の給水対応として、災害用井戸や市民の協力井戸があるが、ピーフォス等の課題は解消されているのか。

「柏市災害用井戸協力の家」制度は災害発生等により水道水の供給が停止した場合生活用水（飲料水ではありません）の確保を図るため、所有者または管理者の御好意により井戸水を提供していただくものです。

用途としましては、「協力井戸」は生活用水、「災害用井戸（耐震性井戸付貯水装置）」は飲料水としての活用を想定しております。

協力井戸は登録時および約3年ごと、災害用井戸は毎年の水質検査を実施しております。

特に飲料水として提供する災害用井戸については水道法基準が昨年改定されていることから、今後はその基準に準拠した水質検査の実施（PFOS・PFOAを含む）をしてまいります。

（防災安全課 04-7167-1115）

- ▶ Q25 町会内でちょっとした困りごとをお互いに助けられる人を募集し、現在活動しているところであるが、そのような方々も社会福祉協議会で実施している「できちょ」に登録することができるのか。「できちょ」に登録することでなにがあるのか、詳しく伺いたい。

「できちょ」の中でも、「たすかるできちょ」に該当するものと考えられます。

「できちょ」に登録する大きなメリットとしては、組織を介さずに活動できる点が挙げられます。

そのため、引き続き団体として活動する方法もありますし、それが難しい場合には、「できちょ」を活用することも一つの方法であると考えます。

（柏市社会福祉協議会 地域福祉課/体制整備係 04-7163-1200）